

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人電気通信大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末特別費(勤勉手当相当分)の決定にあたり、業績に応じて役員報酬規程に定める成績率の範囲内で増減を行うことができる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長
 期末手当、勤勉手当の支給割合を以下のとおり改定した。
 期末手当 … 6月期 0.625月、12月期 0.775月
 勤勉手当 … 6月期 0.775月、12月期 0.775月

理事
 期末手当、勤勉手当の支給割合を以下のとおり改定した。
 期末手当 … 6月期 0.625月、12月期 0.775月
 勤勉手当 … 6月期 0.775月、12月期 0.775月

理事(非常勤) 改定なし

監事 該当なし

監事(非常勤) 改定なし

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	14,378	9,360	3,667	1,123 (地域手当) 227 (通勤手当)			※
A理事	11,792	7,800	3,056	936 (地域手当)			※
B理事	11,870	7,800	3,056	936 (地域手当) 78 (通勤手当)		3月31日	※
C理事	13,135	8,688	3,404	1,042 (地域手当)		3月30日	◇
D理事 (非常勤)	2,919	2,880	0	39 (通勤手当)		3月31日	
A監事 (非常勤)	1,816	1,800	0	16 (通勤手当)		3月31日	
B監事 (非常勤)	1,827	1,800	0	27 (通勤手当)		3月31日	※

注1:「地域手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長					該当者なし	
理事A					該当者なし	
監事A					該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

平成22年度から人事に関する基本方針として人事活性化大綱を定め、それに基づく具体的な人事計画の基準として年度ごとに人事計画策定指針を策定し、効率化削減及び国家公務員総人件費改革の額の範囲内で人材の有効活用と適切な人員配置を行っている。
また、学長裁量分により、重点教育研究分野での教員採用、若手教員の抜擢人事等に活用する。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員に準拠することを基本としつつ、社会一般の情勢や本学の財政状況等を勘案し、適切な給与水準とする。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給・昇格および勤勉手当の成績率の決定において、能力と業績を評価する人事評価等に基づき総合的な判断をする。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
昇給	昇給日(1月1日)の前1年間における人事評価等の結果を踏まえた勤務成績に応じて昇給する号給数を決定する。
昇格	勤務成績が良好な職員をその職務に応じた上位の級に昇格させる。
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日、12月1日)以前6ヶ月の期間における人事評価等の結果を踏まえた勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給する。

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

- (1) 月60時間を超える超過勤務の支給割合の引き上げに関し、日曜日に勤務した時間を60時間の積算に含めることとした。
- (2) 期末手当、勤勉手当の支給月数を以下のとおり改正した。
 - ①一般職員 期末手当 … 6月期 1.225月、12月期 1.375月
勤勉手当 … 6月期 0.675月、12月期 0.675月
 - ②特定管理職員 期末手当 … 6月期 1.025月、12月期 1.175月
勤勉手当 … 6月期 0.875月、12月期 0.875月
 - ③指定職 期末手当 … 6月期 0.625月、12月期 0.775月
勤勉手当 … 6月期 0.775月、12月期 0.775月
- (3) 平成23年4月1日において43歳に満たない職員の平成23年4月1日における号給を1号給上位に調整した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	397	47.3	8,169	6,041	92	2,128
事務・技術	128	44	6,040	4,526	92	1,514
教育職種 (大学教員)	269	48.8	9,182	6,762	92	2,420
任期付職員	6	39	6,970	6,970	70	0
教育職種 (大学教員)	6	39	6,970	6,970	70	0
非常勤職員	3	38.5	3,495	2,588	73	907
事務・技術	1					
教育職種 (大学教員)	2					

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:常勤職員の技能・労務職種については、該当者がいないため省略した。

注3:任期付職員の事務・技術及び技能・労務職種は、該当者がいないため省略した。

注4:在外職員、再任用職員については全職種で該当者がいないため省略した。

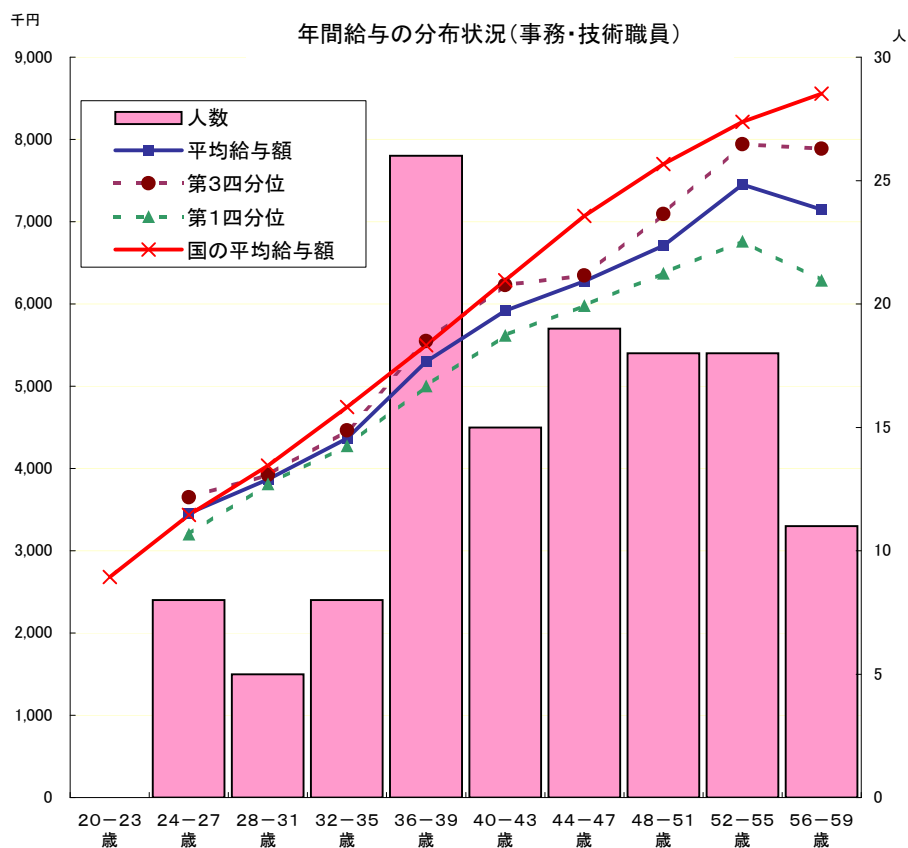
注5:「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」は全区分について該当者がいないため欄を省略した。

注6:非常勤職員の事務・技術については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注7:非常勤職員の教育職種(大学教員)については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

(事務・技術職員)



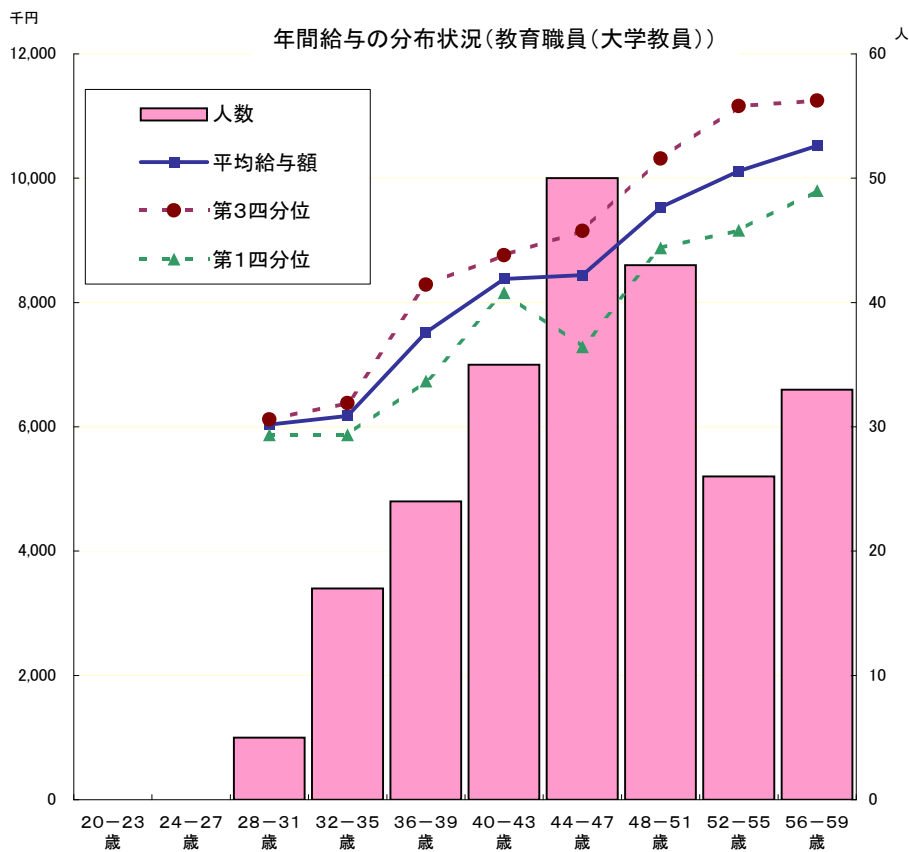
注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
部長	1	-	-	-	-
課長	7	54.1	8,052	8,393	8,925
課長補佐	14	52.7	6,977	7,154	7,389
係長	71	46.4	5,704	6,144	6,562
主任	17	37.8	4,824	5,146	5,517
係員	18	29.3	3,496	3,804	4,053

注:部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

(教育職員(大学教員))



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
教授	108	55.5	10,064	10,717	11,330
准教授	104	46.5	8,355	8,694	9,036
講師	5	47.3	8,126	8,448	8,893
助教	52	39.7	6,143	6,565	6,941

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		係員	主任係員	係長主任係員	課長補佐係長	課長課長補佐	課長	部長	事務局長部長	事務局長	別に定める職位
人員(割合)	128	7 (5.5%)	14 (10.9%)	66 (51.6%)	27 (21.1%)	10 (7.8%)	3 (2.3%)	1 (0.8%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
年齢(最高～最低)		27 24	38 27	53 35	59 42	59 47	58 55	}	}	}	}
所定内給与年額(最高～最低)		2,841 2,360	3,647 2,854	4,947 3,326	5,460 4,493	6,612 5,057	6,733 6,289	}	}	}	}
年間給与額(最高～最低)		3,660 3,117	4,824 3,712	6,633 4,464	7,336 6,070	8,677 6,920	8,980 8,321	}	}	}	}

注:7級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢」(最高～最低)以下の事項については記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		別に定める職位	助教助手	講師	准教授	教授	別に定める職位
人員(割合)	269	0 (0%)	52 (19.3%)	5 (1.9%)	104 (38.7%)	108 (40.1%)	0 (0%)
年齢(最高～最低)		}	63 29	52 40	64 34	64 41	}
所定内給与年額(最高～最低)		}	5,764 4,014	6,585 5,922	7,740 5,184	9,893 5,944	}
年間給与額(最高～最低)		}	7,685 5,468	8,969 8,059	10,381 7,006	13,718 8,270	}

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.2	% 65.3	% 64.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.8	% 34.7	% 35.7
	最高～最低	% 47.6～32.7	% 44.2～30.2	% 45.8～32.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.1	% 66.6	% 65.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.9	% 33.4	% 34.6
	最高～最低	% 41.5～32.2	% 36.1～29.7	% 38.8～31.4

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.1	% 66.9	% 65.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.9	% 33.1	% 34.4
	最高～最低	% 48.2～33.3	% 44.8～30.8	% 46.5～32.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.2	% 66.5	% 65.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.8	% 33.5	% 34.6
	最高～最低	% 41.5～32.5	% 38.8～30.0	% 39.1～31.2

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

90.9

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

104.3

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

105.5

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 90.9	
	参考	地域勘案 91.4
		学歴勘案 88.9
	地域・学歴勘案 90.6	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 56% (国からの財政支出額 6,336百万円、支出予算の総額 11,408百万円：平成23年度予算) 【検証結果】 上記のとおり本学の支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は50%以上であるが、対国家公務員の指数の状況については地域勘案、学歴勘案、地域・学歴勘案のいずれの指数も100以下となっているので、適切な給与水準であると考えている。	
講ずる措置	本法人の運営活動に必要な経費のほとんどについて、国からの運営費交付金に委ねられていることから、国家公務員の給与水準を十分考慮し、社会一般の情勢や本学の財務状況等を勘案した適正な給与水準とすることに努める。	

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 102.6

注：上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成23年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

III 総人件費について

区分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	3,842,572	3,887,225	△ 44,653	(△1.1)	△ 44,653	(△1.1)
退職手当支給額 (B)	436,301	444,607	△ 8,306	(△1.9)	△ 8,306	(△1.9)
非常勤役職員等給与 (C)	1,182,445	1,069,619	112,826	(10.5)	112,826	(10.5)
福利厚生費 (D)	566,579	536,206	30,373	(5.7)	30,373	(5.7)
最広義人件費 (A+B+C+D)	6,027,897	5,937,657	90,240	(1.5)	90,240	(1.5)

注：「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「12 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

①「給与、報酬等支給総額」の対前年度比△44,653千円について

主な減額要因として、教職員の人員減による給与の減少、社会情勢等を勘案した給与制度の改正による減少が挙げられる。

「最広義人件費」の対前年度比90,240千円について

主な増額要因として、年度中に本給および賞与支給率の引き下げがなく「給与、報酬等支給総額」の減少率が鈍化したこと、外部資金を財源とするプロジェクト等に係る非常勤教職員の増加により「非常勤役職員等給与」および「福利厚生費」が増額したこと、共済保険料率(長期・短期・介護)の上昇により「法定福利費」が増額したことが挙げられる。

②「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組状況について

i) 中期目標において、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費改革を行うこととしている。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続することとしている。

ii) (1) 中期計画において設定した削減目標

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間に於いて、5%以上の人件費削減を行うこととしている。更に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続することとしている。

(2) 給与構造改革を踏まえた見直しの方針

平成18年4月1日付けで給与規程の改正を行い、平成18年度以降、国家公務員制度に準じた、給与水準の引き下げ、地域手当の支給、中高年齢層給与の抑制、勤務実績に応じた昇給制度の導入、賞与への勤務実績の反映の拡大等を導入した。

【主務大臣の検証結果】

平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないと考える。

iii) 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	4,770,696	4,460,579	4,398,471	4,267,574	4,093,610	3,887,225	3,842,572
人件費削減率 (%)		△6.5%	△7.8%	△10.5%	△14.2%	△18.5%	△19.5%
人件費削減率(補正值) (%)		△6.5%	△8.5%	△11.2%	△12.5%	△15.3%	△16.0%

注1: 基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

注2: 当年度までの各年度の人件費削減率

$$\text{計算式} = (\text{各年度の金額} - \text{基準年度}の金額) \div \text{基準年度}の金額 \times 100$$

当年度までの各年度の人件費削減率(補正值)

$$\text{計算式} = (\text{各年度の金額} - \text{基準年度}の金額) \div \text{基準年度}の金額 \times 100 - (\text{基準年度から当年度までの各年度の行政職(一)職員の平均年間給与の増減率の和})$$

注3: 「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%、▲0.23%である。

IV 法人が必要と認める事項

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律への対応状況について
役員、職員共に平成24年7月から実施。